

事 務 連 絡  
令和 5 年 5 月 29 日

こども家庭庁成育局  
成育基盤企画課  
保育政策課認可外保育施設担当室  
文部科学省初等中等教育局幼児教育課 御中

環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室

保育所・認定こども園等におけるアカミミガメ・アメリカザリガニの取扱いについて（周知依頼）

外来生物対策行政の推進につきましては、日頃より格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

アカミミガメ及びアメリカザリガニ（以下「アカミミガメ等」という。）は水生生物の捕食等により水辺の生態系へ大きな影響を与えると考えられることから、外来生物法に基づき、令和 5 年 6 月 1 日に条件付特定外来生物として特定外来生物に指定されます。これに伴い、別添 1 のとおり都道府県知事宛て通知されましたので、お知らせいたします。

保育所、認定こども園等におかれては、アカミミガメ等を飼育する機会も多いことを踏まえ、別添の内容について各都道府県等を通じて関係者の方々に周知いただきますようお願い致します。その際、特に保育所、認定こども園等におけるアカミミガメ等の取扱いについては下記の事項に留意いただくよう、あわせて周知をお願い致します。

別添 1 は下記 URL よりご確認ください。

<https://www.env.go.jp/nature/intro/1law/files/230601sekoutsuuchi.pdf>

## 記

### 1. 保育所・認定こども園等におけるアカミミガメ等の飼養等について（別添 1 の添付資料 1（3）ア①及び 4（2）参照）

教育目的で、購入をせずに、野外捕獲や無償譲渡により入手したアカミミガメ等の飼養等をする場合又は以前より飼養していたアカミミガメ等を引き続き飼養する場合は、主務大臣が定める方法を遵守して飼養等をすれば、飼養等の禁止（外来生物法第 4 条）の規制の適用除外となり、飼養等に係る手続きは不要となります。この「主務大臣が定める方法」については、アカミミガメ等が逃げないように飼養等をするための基準（飼養等基準）として、告示で定めています。当該告示の具体的な内容については別添 1 の添付資料 4（2）に記載しており、別添 2 及び別添 3 のリーフレットでもイラストでポイントを記載していますので、参照頂き、アカミミガメ等が逃げないように飼養等をして頂くようお願い致します。

なお、令和 5 年 6 月 1 日の時点でアカミミガメ等を教育目的で飼養等している場合は、令和 5 年 11 月 30 日までは飼養等の禁止の規制の猶予期間となり、当該期間は飼養等基準を満たしていない場合であっても飼養等の禁止の違反とはなりません。ただし、適切な管理をせずにアカミミガメ等が逃げ出した場

合は放出等の禁止（外来生物法第9条）の違反となることがありますので、猶予期間であってもアカミミガメ等が逃げないように飼養等をして頂くようお願い致します

また、土地や施設の所有者や管理者の関与が無い状況でアカミミガメ等が自然に生息している場合（ピオトープ等に生息している場合であっても、給餌など、アカミミガメ等の誘因、維持、死傷の防止等のための具体的な管理行為を行っていない場合）は飼養等に該当せず、飼養等の禁止の規制の対象とはなりません。

## 2. 教育目的の活動におけるアカミミガメ等の取扱いについて

捕獲は外来生物法の規制対象ではないため、教育目的の活動で野生のアカミミガメ等を捕獲することは可能です。捕獲したアカミミガメ等を持ち帰ることも可能ですが（\*1）、一度持ち帰ったものを野外に放すことは禁止となるため、最後まで逃がさずに飼うことが出来るかどうかをよく考えたうえで持ち帰ることを徹底頂くようお願い致します。

（\*1）別添3のリーフレット裏面に記載している「ザリガニ釣りをさせることはできますか？」の内容は、事業者が飼養等をしているザリガニを釣らせることを想定した内容となっています。

また、教育目的の活動でアカミミガメ等をこどもに配り、その場で回収することは可能ですが、保育所・認定こども園等で飼養等をしているアカミミガメ等をこどもに配り持ち帰らせることは頒布に当たるため、規制対象となります。

教育目的の活動でアカミミガメ等を取扱う際には、アカミミガメ等が生態系等に影響を与える外来種であることや、飼う場合は最後まで逃がさずに飼うことが必要であること等について、こどもに対して積極的にご指導頂けると幸いです。

## 3. 保育園・認定こども園等によるアカミミガメ等の購入について（別添1の添付資料1（3）イ及び3（1）（3）参照）

アカミミガメ等の購入については譲渡し等の禁止（外来生物法第8条）の規制の対象となることから、アカミミガメ等を購入して飼養等をする場合は、教育目的で飼養等の許可を受けることが必要となります。また、購入に当たっては、飼養等の許可を得た者等、販売が可能な者（別添1の添付資料3（3）参照）から購入する必要があります。

申請書の様式については、下記（\*2）に掲載している「飼養等許可申請書様式（愛玩・観賞目的以外）」をご使用願います。

（\*2）日本の外来種対策 HP：アカミミガメ・アメリカザリガニの規制内容と手続き

<https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/regulation/kisei.html>

飼養等の許可を受けるには、別添通知別紙1の基準を満たす特定飼養等施設が必要であり、申請書の添付資料として、当該施設の図面、位置図、概況図、写真が必要です。また、飼養等をする目的を説明する資料として、教育計画の概要の添付が必要です。飼養等の許可申請をされる場合には、下記（\*3）を参照のうえ管轄の地方環境事務所等までご相談願います。

（\*3）日本の外来種対策 HP：連絡先

<https://www.env.go.jp/nature/intro/reo.html>

なお、令和5年6月1日の時点でアカミミガメ等を教育目的で飼養等している場合は、令和5年11月

30 日までは許可申請の猶予期間となり、当該期間は許可なしで教育目的での購入を行うことができます。

(参考) 規制の周知及び普及啓発のためのツールについて

・日本の外来種対策 HP : 2023 年 6 月 1 日よりアカミミガメ・アメリカザリガニの規制が始まります！

<https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/regulation/jokentsuki.html>

規制内容等について周知しているほか、当ページ内の「普及啓発資料」において、規制の周知のためのチラシ、ポスター、事業者向けリーフレット、動画等のリンクを掲載しています。

例 1) 動画 カメのヒーローになれる雑学・アカミミガメと外来生物法について【WoW キツネザル×環境省】

<https://www.youtube.com/watch?v=jSL4ju7Ab18&list=PL9Gx55DGS7x7WRm1bYEINRfnrhRaVIRn&index=17>



例 2) 動画 今こそアカミミガメを語ろう！ カメトーク！【WoW キツネザル×環境省】

<https://www.youtube.com/watch?v=OT7CdGIpbUA>



・日本の外来種対策 HP : アメリカザリガニ

<https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/attention/amezari.html>

アメリカザリガニが生態系等へ与える影響等について、イラストを掲載しています。



・日本の外来種対策 HP：学習ツール

<https://www.env.go.jp/nature/intro/4document/tool.html>

アカミミガメ及びアメリカザリガニをはじめとした外来種問題について学ぶための動画やワークシート等を掲載しています。授業等でご活用頂ければ幸いです。